

「千葉市空家等対策計画（案）」に関するパブリックコメント手続の実施について

千葉市では、空家等対策を推進するため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、「千葉市空家等対策計画（案）」を作成しました。

つきましては、この案に対するパブリックコメントの手続きを実施しますので、お知らせします。

1 趣旨

今後想定される、空家等により引き起こされる様々な問題に対し、地域や各専門家団体と連携を図りながら総合的かつ計画的に取り組むため、空家等対策の基本的な考え方や方向性等を示す「千葉市空家等対策計画」を策定するものです。

2 パブリックコメント手続き

(1) 公表期間

平成30年6月1日（金）～7月2日（月）

(2) 公表方法

ア 市ホームページへの掲載

【URL】<http://city.chiba.jp/go/pbc>

イ 市内施設での閲覧

住宅政策課（千葉中央コミュニティセンター3階）、市政情報室（千葉中央コミュニティセンター2階）、各区役所地域振興課、市図書館（分館含む）

3 意見の募集

(1) 募集期間

平成30年6月1日（金）～7月2日（月）（※必着）

(2) 提出方法

「千葉市空家等対策計画（案）」に対する意見」と書き、住所、氏名または団体名・代表者氏名（ふりがな）、電話番号やメールアドレス等の連絡先を明記の上、次のいずれかの方法により提出。（※口頭、電話での意見は受けません）

ア 郵 送 〒260-8722 千葉市中央区千葉港2-1 千葉市役所住宅政策課

イ F A X 043-245-5795

ウ 電子メール jutakuseisaku.URC@city.chiba.lg.jp

エ 持 参 住宅政策課（千葉中央コミュニティセンター3階）、各区役所地域振興課

(3) 市民への周知

ア 千葉市政だより 6月号掲載

イ 市ホームページ 平成30年6月1日公表

【URL】<http://city.chiba.jp/go/pbc>

(4) 市の考え方の公表

意見の概要とそれに対する市の考え方を平成30年7月中に市ホームページで公表する予定です。（※住所、氏名などの個人情報は公表しません。）

4 今後のスケジュール

パブリックコメント手続の結果等を踏まえ、平成30年7月に策定、公表する予定です。

5 添付資料

- (1) 千葉県空家等対策計画（案）【概要版】
- (2) 千葉県空家等対策計画（案）